

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

(平成28年11月 日見直)

法令名	家畜伝染病予防法
根拠条項	第17条第1項
処分の概要	患者等の殺処分の命令
法令の定め	(殺処分) 第17条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。 一 流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水胞病、家きんコレラ、ニューカッスル病又は家きんサルモネラ感染症の患者 二 牛肺疫、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水胞病、家きんコレラ又はニューカッスル病の疑似患者 2 家畜の所有者又はその所在が知れないため前項の命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。
処分基準	家畜防疫対策要綱（4畜A第1067号畜産局長通達）に基づく。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441) 各家畜保健衛生所 (電話番号：)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

法令名	家畜伝染病まん延防止規則
根拠条項	第5条
処分の概要	家畜集合施設の開催等の制限
法令の定め	知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があると認めるときは、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業について、期間を定め、その停止又は制限を命ずるものとする。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

法令名	家畜伝染病まん延防止規則
根拠条項	第6条
処分の概要	放牧等の制限
法令の定め	知事が指定する家畜は、知事が指定する期間、知事が指定する区域内において、放牧、種付け、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵をしてはならない。 ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成20年10月 1日作成)

法令名	家畜伝染病予防法
根拠条項	第12条の6第2項
処分の概要	飼養衛生管理基準の遵守命令（勧告に係る措置命令）
法令の定め	都道府県知事は、法第12条の6第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441) 各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成23年12月 1日作成)

法令名	家畜伝染病予防法
根拠条項	第17条の2第5項
処分の概要	患者等以外の家畜の殺処分の命令
法令の定め	指定地域及び指定家畜の指定があつたときは、当該指定地域を管轄する都道府県知事は、当該指定地域内において指定家畜を所有する者に対し、期限を定めて、当該指定家畜を殺すべき旨を命ずるものとする。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441) 各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm) 判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている。

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成23年12月 1日作成)

法令名	家畜伝染病予防法
根拠条項	第26条第1項
処分の概要	倉庫等の消毒の命令
法令の定め	都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫、船舶、車両その他これに準ずる施設（要消毒畜舎等を除く。以下「要消毒倉庫等」という。）の所有者に期限を定めて当該要消毒倉庫等を消毒すべき旨を命ずることができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm) 判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている。